

2019年6月7日

株主各位

## 第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

会社の新株予約権等に関する事項・・・・・・・・・・	1頁
会社の体制及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.vega-c.com/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

**株式会社ベガコーポレーション**

(証券コード 3542)

## ■ 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

銘柄	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議の日	2013年5月31日	2014年3月28日
区分	監査等委員でない取締役	監査等委員でない取締役
保有人数 (注3)	2名	2名
新株予約権の数 (注3)	64個	121個
新株予約権の目的となる株式の数 (注4、5)	12,800株	24,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額 (注4、5)	530円	530円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注4、5)	発行価格 530円 資本組入額 265円	発行価格 530円 資本組入額 265円
新株予約権の行使期間	2015年6月1日から 2023年5月31日まで	2016年3月29日から 2024年3月28日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注1)	(注1)

  

銘柄	第6-1回新株予約権	第6-2回新株予約権
発行決議の日	2015年7月30日	2015年9月1日
区分	監査等委員でない取締役	監査等委員でない取締役
保有人数	2名	1名
新株予約権の数	145個	90個
新株予約権の目的となる株式の数 (注4、5)	29,000株	18,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額 (注4、5)	545円	545円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注4、5)	発行価格 545円 資本組入額 273円	発行価格 545円 資本組入額 273円
新株予約権の行使期間	2017年8月1日から 2025年6月30日まで	2017年9月2日から 2025年8月1日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注1)	(注1)

銘柄	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
発行決議の日	2016年3月23日		2016年12月6日	
区分	監査等委員でない取締役		監査等委員でない取締役	
保有人数	3名		3名	
新株予約権の数	86個		66個	
新株予約権の目的となる株式の数（注5）	17,200株		13,200株	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の発行価額	無償		100円	
新株予約権の行使時の払込金額（注5）	800円		1,488円	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注5）	発行価格	800円	発行価格	1,488円
	資本組入額	400円	資本組入額	744円
新株予約権の行使期間	2018年4月2日から 2026年2月28日まで		2018年7月1日から 2024年6月30日まで	
新株予約権の主な行使の条件	（注1）		（注1、2）	

（注1）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めません。
- ③ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できません。

（注2）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書において、2018年3月期から2021年3月期までのいずれかの期における営業利益が12億円を超過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - ア 2018年7月1日から2019年6月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の4分の1まで
  - イ 2019年7月1日から2020年6月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の2まで

- ウ 2020年7月1日から2021年6月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の3まで
- エ 2021年7月1日から2024年6月30日までは、上記ア乃至ウに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の全個数
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注3) 第4回新株予約権64個のうち、新株予約権15個及び第5回新株予約権121個のうち20個は監査等委員でない取締役1名が取締役就任前に付与されたものです。
- (注4) 当社は、2016年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権1株当たりの行使価額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
- (注5) 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権1株当たりの行使価額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

## **(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社の役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

記載すべき事項はありません。

## **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

記載すべき事項はありません。

## ■ 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」をより具体化した「企業行動憲章」を制定しております。
  - (b) 当社の経営管理本部（コンプライアンス室）をコンプライアンスの統括部署として、当社の役員及び従業員に対する適切な教育研修体制を構築しております。
  - (c) 当社の役員及び従業員の職務執行の適切性を確保するため、当社に社長直轄の内部監査室及び必要に応じて選抜された各部門メンバーが、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて会計監査人及び監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。
  - (d) 当社は、「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、その遵守状況を監査等委員会及び内部監査担当者がモニタリングしております。
  
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
  - (b) 文書管理部署の経営管理本部（総務グループ）は、取締役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する体制を整えております。
  
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。
  
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
  - (b) 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、総務担当部署が取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達しております。

- (c) 取締役会において、各部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行っております。
  - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 「経営理念」を具体化した「企業行動憲章」を共有し、企業価値の向上と業務の適正性を確保しております。
  - (b) 内部監査担当者による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令及び規程の遵守を確保しております。
  - (c) 各部署を取締役が管掌し、各部門の独走の抑止を図る体制を確保しております。また、当社の「取締役会規程」等社内規程に基づき、事前協議事項及び事後報告事項等も定め、重要事項に関しては経営陣への事前協議又は報告を受けております。
- ⑥ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保いたします。当該従業員は、監査等委員会の指揮命令を受け、監査等委員会の職務の執行を補助いたします。
  - (b) 当該従業員の他部門への異動等については、事前に監査等委員会へ報告を行うものとします。
  - (c) 当該従業員が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、その命令内容に関して監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、当社の役員及び従業員から重要事項の報告を求めることができます。
  - (b) 当社の役員及び従業員は、重要な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員に報告することとしております。

- ⑧ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。
- (b) 監査等委員会は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査担当者との情報交換を密にし、連携して監査の実効性を確保いたします。
- ⑩ 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- 代表取締役は、「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を図っております。
- 取締役会は、代表取締役が構築する財務報告に係る内部統制に関し、適切に監督を行っております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制
- 当社は、「企業行動憲章」に基づき、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引、その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、「反社会的勢力対応規程」に基づき、毅然とした姿勢で臨む体制を構築いたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス

経営管理本部（コンプライアンス室）において、各所管部署からの法令及び各種社内規程に関する各種相談を受け付け、適正に対応いたしました。また、従業員入社時及び年4回のコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

### ② リスク管理体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、取締役会、その他の会議を通じてリスク管理状況を把握し、監査等委員会、内部監査室との連携により監視体制の維持に努めております。

### ③ 監査等委員会の職務執行に関する体制

監査等委員である取締役は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### ④ 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社の内部監査を実施しております。

## ■ 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券 …… 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …… 時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 …… 定率法

ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10～22年
車両運搬具	4年
工具器具備品	3～15年

##### (2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、商標権については、主に10年で償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金 ……

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 製品保証引当金 …… 当社が販売する照明器具の無償修理・無償交換に伴い、発生が見込まれる費用又は損失に備えて、当事業年度末における見積額を計上しております。  
[追加情報]  
当事業年度において、当社が販売する照明器具の無償修理・無償交換が発生したため、製品保証引当金を計上しております。
- (3) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) ポイント引当金 …… 顧客に付与されたポイントの将来の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額に基づき計上しております。
- (5) 返品調整引当金 …… 事業年度末日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金 …… 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

##### (3) ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

### 貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

## (追加情報)

### 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2017年11月30日開催の取締役会決議において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

#### (2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度129,675千円及び95,000株であります。

#### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

187,488千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
発行済株式（普通株式）	10,347,000株	20,800株	－株	10,367,800株
自己株式（普通株式）	95,150株	53株	－株	95,203株

(注) 1. 当事業年度の普通株式増加数は、新株予約権の行使による増加20,800株であります。

2. 当事業年度期首及び当事業年度期末の自己株式数は、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株)（信託E口）が保有する当社株式95,000株が含まれております。

### 2. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的 となる株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	248,200株	58,600株	20,800株	286,000株

(注) 1. 当事業年度の増加数は、行使期間の到来による増加58,600株であります。

2. 当事業年度の減少数は、新株予約権の行使による減少20,800株であります。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金	18,666千円
ポイント引当金	1,370千円
たな卸資産評価損	9,339千円
製品保証引当金	3,495千円
返品調整引当金	4,040千円
未払事業所税	2,173千円
未払家賃	19,686千円
税務上の繰越欠損金	68,670千円
減価償却超過額	77,326千円
株式報酬費用	16,056千円
投資有価証券評価損	6,129千円
敷金償却否認額	6,773千円
その他	3,557千円
繰延税金資産小計	237,284千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,634千円
評価性引当額小計	△13,634千円
繰延税金資産合計	223,650千円

#### 繰延税金負債

投資事業組合運用益	2,875千円
為替予約	4,848千円
その他有価証券評価差額金	1,851千円
繰延税金負債合計	9,576千円
繰延税金資産の純額	214,073千円

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	68,670	68,670
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	68,670	68,670

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金68,670千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年3月期に税引前当期純損失を317,473千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金を調達しており、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、一時的な余裕資金は、銀行預金に限定して運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金への充当を目的としたものであります。未払金は、主に人件費及び経費関係のもので3か月以内に支払期日が到来するものであります。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「個別注記表 重要な会計方針 4. ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引相手先ごとに入金期日管理表を作成し、残高管理を行っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部において定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

##### ③ 市場リスク（為替変動リスク）の管理

デリバティブ取引は、主に外貨建仕入取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引のみであり、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門が決裁者の承認を得て実行しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	(単位：千円) 差額
(1) 現金及び預金	1,019,304	1,019,304	—
(2) 売掛金	1,186,911	1,186,911	—
(3) 未収還付法人税等	90,655	90,655	—
(4) 未収消費税等	72,601	72,601	—
資産計	2,369,472	2,369,472	—
(5) 買掛金	(169,296)	(169,296)	—
(6) 短期借入金	(1,320,000)	(1,320,000)	—
(7) 未払金	(689,519)	(689,519)	—
負債計	(2,178,816)	(2,178,816)	—
デリバティブ取引	15,922	15,922	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等、(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

- (5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	当事業年度 (2019年3月31日)
投資有価証券	66,739
敷金及び保証金	388,174

投資有価証券並びに敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 347円92銭

1 株当たり当期純損失 23円44銭

(注) 「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度95,000株)

また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。(当事業年度95,000株)